

第2期

富野地域振興計画

保存版

ほのぼの
いきいき
わくわく

富野



上空から見た、富野小学校

令和8年4月

富野ふれあいのまちづくり委員会



富野地域振興計画とは

1 策定の背景と目的

富野地域では少子高齢化が進み、人口減少が大きな問題となっています。高齢者の見守りや子育て支援など福祉の課題をはじめ、山林・農地の荒廃、獣害被害、移動手段の確保、防災及び交通安全・防犯対策など地域の課題への対応が求められています。この計画は、富野地域に暮らす人々がお互いに助け合い、知恵を出し合って、富野の特色を活かした魅力ある地域づくりを行うとともに住民や団体相互の交流及び連携を推進し、安心して生活でき、住みよい地域をつくることを目的に策定しました。

2 性格及び役割

この計画は、基本方針と基本施策・主な事業で構成しています。富野ふれあいのまちづくり委員会を中心に住民自らが地域課題の解決のために優先的・重点的に取り組んでいく事業を明らかにしたものです。

3 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

4 まちの将来像（キャッチフレーズ）

「ほのぼの いきいき わくわく 富野」

5 基本方針

テーマ 1 富野の自然や文化を地域みんなで大切にする

- 1-1 自然環境及び生活環境の保全
- 1-2 地域資源の活用による地域の活性化
- 1-3 地域の文化財や伝統文化の継承
- 1-4 関係人口^(※1)の増加をめざした富野の魅力の情報発信

テーマ 2 子どもを地域みんなで育む

- 2-1 子育て環境の充実
- 2-2 地域の教育環境の充実
- 2-3 関係人口の増加と定住促進

テーマ 3 高齢者を地域みんなで見守る

- 3-1 高齢者の見守り
- 3-2 生きがい活動の推進
- 3-3 健康づくりの推進
- 3-4 コミュニティ拠点施設の充実と生涯学習の推進

テーマ 4 人と人がふれあい支え合えるまちを地域みんなで作る

- 4-1 地域の組織づくりの推進
- 4-2 地域づくり活動の支援と交流活動の推進

テーマ 5 安全・安心で暮らしやすいまちを地域みんなで作る

- 5-1 移動手段の確保
- 5-2 防災、交通安全・防犯対策の充実

※1 「関係人口」とは
この計画では、「関係人口」について、その地域に訪れる「交流人口」でなく、移住した「定住人口」でもなく、地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる人々のことを指して使用しています。

1-1 自然環境及び生活環境の保全

富野には美しい山や川があり、将来にわたって自然豊かな環境の中で暮らすことを住民は望んでいます。山林や農地の荒廃、獣害被害を食い止め、自然環境豊かな美しい地域をつくります。

- 地域の一斉清掃、農地の管理、山林の手入れなどの自然や生活環境の保全
- 花木の植栽や花壇づくりなどの住民の手による景観づくり
- ホタルや鮎などの生態を学び、生息環境の保全
- ペットの飼育マナー、野焼き、空き地の管理など良好な生活環境を実現するためのルールづくり
- 猿追ひ払い隊の活用など獣害対策を富野全体で推進
- 遊休農地を活用した景観作物の栽培、田んぼアートなどの実施
- 本城山の整備



小学生による鮎の放流

1-2 地域資源の活用による地域の活性化

富野には他地域に自慢できるお米や農産物があります。ふだん気が付かない魅力を発掘し、地域内外に情報を発信します。

- 富野ファームの活用による関係人口の増加
- お米や野菜、ジビエのPRと販売促進
- 四季の魅力を伝える写真コンテストの開催
- 富野の地域資源を巡るウォーキングコースの設置

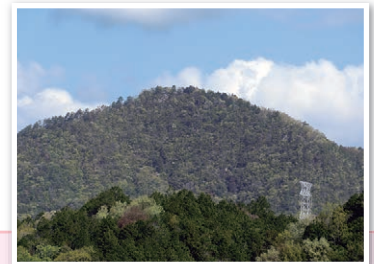


猿追ひ払い隊の活動

1-3 地域の文化財や伝統文化の継承

富野には円空仏に代表される有形文化財や、「正武寺史跡」竹腰正武侯本廟など文化資源があります。これらを地域の宝とし保存・伝承します。

- 本城山城址の遺跡・遺産の継承
- 坊地の一本杉、戸立岩などの各地域の昔話や言い伝への次世代への伝承
- 歴史講座、文化財・名所見学ツアーの開催
- 郷土の歴史を残す取り組みの推進(写真募集、デジタルアーカイブ化)



本城山

1-4 関係人口の増加をめざした富野の魅力の情報発信

各種イベント情報や富野の文化財、観光資源など富野の魅力を積極的にPRします。

- 広報紙とホームページを活用した、地域内外への情報発信
- 富野が誇れる名所や地域資源の富野自慢マップなどの活用によるPR促進



坊地の一本杉

2-1 子育て環境の充実

自然豊かな環境で子育てができるメリットを生かし、若者が定住できる子育て環境が充実した地域になります。子育て世帯の負担軽減のため、地域全体で子育てを支援する仕組みをつくります。

- 子育て時期の親子が集まれるたまり場づくり、すくすくランドの充実
- 子どもの安全を確保するため、ボランティアを募り小中学生の登下校と保育園のお散歩を見守る
- 富野全体であいさつ運動を推進
- ふれあいセンターを利用した子どもの放課後の居場所づくり
- 地域における子どもの一時預かりなど子育て支援の仕組みづくり
- 子どもが元気に遊べるよう山や林、川などの自然を生かした遊び場づくり

2-2 地域の教育環境の充実

地域ぐるみの教育により、富野地域に誇りと愛着を持つ子どもを育てることが大切です。地域の子どもたちを健やかに育むよう大人が子どもに地域のことを教えたり、高齢者とのふれあう機会をつくります。

- 子どもたちが主体性をもって参加できるイベントの開催
- 高齢者から生活の知恵等を子どもたちに伝える講座の開催
- 地域の特性を生かした食育活動



とみのすくすくランド Xmas会

2-3 関係人口の増加と定住促進を図る

富野地域と継続的、多様な形で関わる関係人口の増加を図り、定住人口に繋いでいく。

- 地域内の空き家情報の収集と移住希望者への情報提供
- 移住希望者への地域紹介、田舎探訪
- 学校・保育園と地域との連携を強め、地域全体で子育てを支援



文化祭、中学生と小さい子との交流



年末講座 しめ縄づくり教室



虫よけトンボづくり

3-1 高齢者の見守りと生活支援

高齢になっても安心して暮らし続けられるように、家族、地域、行政が連携協力し、高齢者の安否確認や見守り、生活支援できる仕組みをつくります。

- 高齢者世帯の安否確認、傾聴、日常生活の困りごとの手助けをするボランティア組織の充実
- 地域の子どもたちと高齢者とのふれあい、交流

3-2 生きがい活動の推進

楽しく充実した暮らしができるよう、気軽に参加できる人との交流の場をつくります。

- 地域の集会場などを活用した、高齢者が気軽に出かけられる居場所づくり
- 幅広く高齢者が参加できるように、ふれあい・いきいきサロンの充実



高齢者世帯へ絵手紙でお便り

3-3 健康づくりの推進

健康長寿を目指し、軽スポーツの推進や食生活改善による健康増進活動を推進します。

- グランドゴルフ、ウォーキングなど高齢者も参加できる機会の創出
- 食生活の改善や健康食を普及させるための健康料理教室の開催

3-4 コミュニティ拠点施設の充実と生涯学習の推進

富野ふれあいセンターを地域住民の交流の場、たまり場として創出するとともに、学ぶ喜びが実感できる生涯学習活動を推進します。

- 富野ふれあいセンターを活用した各種イベント、地域サークル活動等の交流

地域ふれあい
サロン



もち花づくり
教室



地域活動の拠点「富野ふれあいセンター」

4-1 地域の組織づくりの推進

地域が一丸となって住民主体の地域づくりを推進するための組織が必要です。住民の力が最大限に発揮できるよう組織の機能を充実します。

- 行政と地域組織の連携
- 地域リーダーの育成
- 地域の活動が継続できるような、組織体制の見直し
- 地域委員会の体制充実のための外部組織や企業との連携

4-2 地域づくりの活動の支援と交流活動の推進

住民主体の地域づくり活動が持続するためには、地域のことを知り誰もが自由に意見が言える対話の場が必要です。富野は対話によるまちづくりを推進し、多様な交流活動で繋がりをつくります。

- 地域住民が参加できる行事・イベントの開催
- 転入者との交流会の開催
- 若者や女性が企画運営する活動の推進



とみのサマーフェスティバル



軽トラック市



ワイワイ会議

5-1 移動手段の確保

高齢者がいきいきと暮らすためには、買い物や通院など自由に外出でき、人との交流が大切です。高齢者等交通弱者の移動を支援する仕組みをつくりまします。

- 生活支援と地域住民が交流できるための交通手段の検討
- 高齢者等交通弱者の買物などの送迎サービスの充実
- NPO や社会福祉協議会との連携

5-2 防災、交通安全・防犯対策の充実

安心して暮らし続けるには、安全な地域であることが重要です。安全な地域づくりのため、住民が主体となった防災体制の構築と交通安全や防犯活動に取り組みます。

- 災害時の避難誘導や安否確認など、地域事情に合った具体的な体制づくりと訓練の実施
- 消防団員の確保と、消防団の新たな枠組みの検討
- 富野子ども見守りボランティアや交通安全協会の活動支援
- 防犯灯、門灯、センサーライトによる夜間ライトアップ運動



買物支援バス



津保川の氾濫（ふれあいセンター前）平成30年7月8日



自主防災会 防災研修会



交通安全協会によるカーブミラー清掃

富野ふれあいのまちづくり委員会会則

(名称)

第1条 この会は、富野ふれあいのまちづくり委員会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を富野ふれあいセンター（以下「センター」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、富野地域において、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するため、地域振興計画に基づき、各種団体及び個人が連携してまちづくりに必要な事業を展開し、安心して生活できる住みよい富野地域をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境保全、美化に関すること。
- (2) 文化やスポーツ、生涯学習の振興に関すること。
- (3) 地域福祉の増進に関すること。
- (4) 子どもの健全育成に関すること。
- (5) 防災、交通安全及び防犯に関すること。
- (6) 地域住民相互の交流、親睦等地域づくりの推進に関すること。
- (7) 指定管理施設の有効利用と管理運営に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 本会は、富野地区内の社会教育団体、福祉関係団体、公共団体等の代表及び第3条の目的に賛同する個人で組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 常任委員 | 若干名 |
| (6) 評議委員（(兼)部会委員） | 若干名 |
| (7) 監事 | 2名 |

- 2 本会の役員（評議委員を除く。）は、委員の互選により選出する。ただし、予め推薦された役員候補者をもって、総会の承認を得て決定することができるものとする。
なお、次年度以降の役員の役職は、富野各種団体等の役職をもって充てる。
- 3 本会に顧問を置くことができる。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時、欠けた時は、その仕事を代理する。
 - (3) 事務局長は本会の事務を総括する。
 - (4) 会計は本会の会計事務を担当する。
 - (5) 常任委員及び評議委員（(兼)部会委員）は会務に参画する。
 - (6) 監事は会計・事業を監査する。
- 2 常任委員の中から、次の職務を担当する責任者を選出する。この場合においては兼務を妨げないものとする。
 - (1) 交流活動担当責任者
 - (2) 学習活動担当責任者
 - (3) 福祉活動担当責任者
 - (4) 地域活動担当責任者
 - (5) 広報活動担当責任者
 - (6) 施設管理担当責任者

（任期）

第8条 委員長、副委員長、事務局長及び会計の任期は2年、常任委員、監事及び評議委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 増員又は欠員により選出された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第9条 本会に事務局を置き、本会の会務及び予算の執行を掌る。

- 2 事務局に事務局長及び事務局長の補佐として事務員を置くものとする。
- 3 事務員は委員長が囑託する。

（会議）

第10条 会議は総会及び役員会とし、委員長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議は当該会議に出席すべき委員又は役員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(総会)

第 11 条 総会は役員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を審議して決定する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 会則及びセンター利用要領の制定又は改廃に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他、重要な事項に関すること。

(役員会)

第 12 条 役員会の構成は、その都度、委員長が決める。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提出する事項に関すること。
 - (2) 総会で決定された事項の運営に関すること。
 - (3) その他、必要な事項に関すること。

(活動部会)

第 13 条 本会は、第 4 条に掲げる事業を推進するため、必要に応じて活動部会を設置することができる。

- 2 活動部会は、部会担当責任者がこれを招集する。
- 3 部会委員は、評議委員を兼ねるものとする。

(協力員)

第 14 条 本会に協力員を置く。

- 2 協力員は、第 4 条に掲げる事業の援助及び協力を行う。
- 3 協力員は、第 6 条第 1 項の役員経験者、富野地区の各種団体等の役員又は経験者から選出し、総会の承認を得て、委嘱する。
- 4 協力員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 協力員は、委員長の要請があった場合は、会議及び活動部会に出席するものとする。

(会計)

第 15 条 本会運営に関する経費は、補助金、交付金、指定管理料、利用料金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て委員長が別に定める。

附 則 この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(監事の任務)

富野ふれあいのまちづくり委員会 組織図

総会

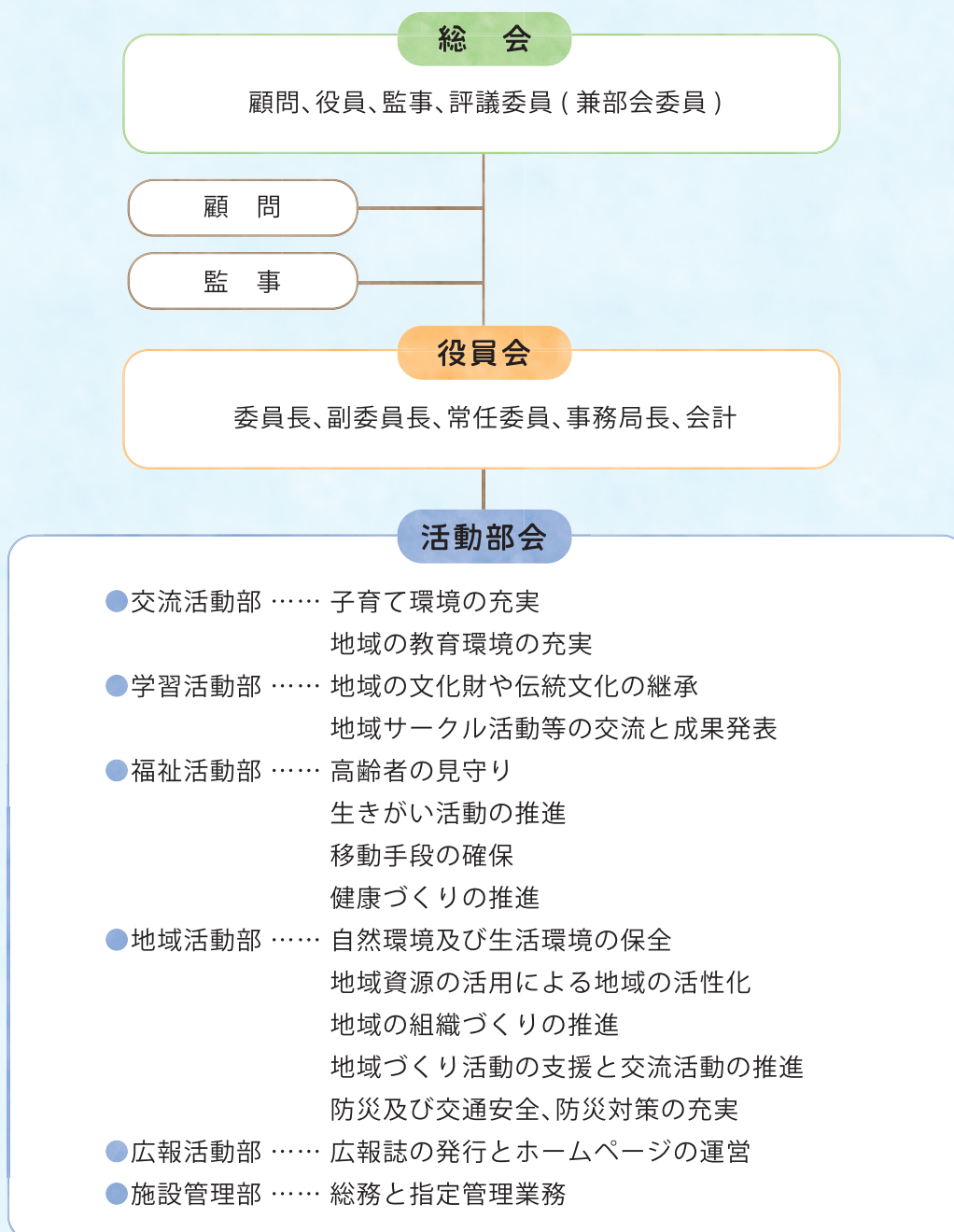
…… 富野ふれあいのまちづくり委員会の最高決定機関です。1年間の活動や予算等について審議し、決定します。顧問、役員、監事及び評議委員（兼部会委員）で構成します。

役員会

…… 総会で審議することや、委員会の運営に関することを決定します。委員長、副委員長、常任委員、事務局長及び会計で構成します。

活動部会

…… 地域課題を解決したり、活性化するための事業を実施します。富野地域の住民や地域で活動する自治会や各種団体等の代表で構成します。





新結登里橋



秋の本城山

富野小学校校歌

一、本城山の松風が

私に今日も呼びかける

仲よしこよしで元気よく

手を取り合って知恵の輪を

高く大きくかかげよう

富野の子らよ山の子よ

二、津保の流れのせせらぎが

僕らに今日も呼びかける

輝くひとみに青い空

若あゆはねる勢いで

強くおおしくのりまろう

富野の子らよ川の子よ

第2期 富野地域振興計画

ほのぼの いきいき わくわく 富野

発行日：令和8年4月

発行：富野ふれあいのまちづくり委員会

〒501-3202 関市西神野144-1

電話・FAX 0575-29-0788

E-Mail:tomino-f@ccn5.aitai.net.jp

富野ふれまち

検索

